

## 公告の修正について

令和 2 年 6 月 10 日公告 No.76 あさけプラザホール等吊天井崩落対策ほか工事

6 月 17 日修正

### 【修正内容】

公告の総合評価方式に関する事項の同種工事、類似工事の文言を一部修正。

#### (修正前)

国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成 17 年度以降に完成した工事を元請け又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上のものに限る。）として、施工した以下の（ア）、（イ）、（ウ）に掲げる基準をすべて満たす工事をいう（ただし、（ア）の内、改修については、（イ）の建築用途に限らないものとする）。

#### (修正後)

平成 17 年度以降に完成した工事を元請け又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上のものに限る。）として、施工した以下の（ア）、（イ）、（ウ）に掲げる基準をすべて満たす工事をいう（ただし、（ア）の内、改修については、（イ）の建築用途に限らないものとする）。